

「伝統芸能×新技術 AR技術による能楽鑑賞事業」に係る企画・開発及び展示事業仕様書（案）

1 業務名称

「伝統芸能×新技術 AR技術による能楽鑑賞事業」に係る企画・開発及び展示事業

2 契約期間

契約の日から平成30年3月31日まで

3 契約金上限額

金 7,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 支払い条件

IT関連事業者（以下「共同事業者」という。）の請求により契約金を支払う。

2回まで分割支払が可能。

支払い時期及び金額は、共同事業候補者選定後、契約締結までに協議のうえ決定する。

5 本事業における共同事業者の役割

準備会	・本事業の進捗管理，取りまとめ ・伝統芸能団体の手配，調整，連絡等
IT関連事業者 (共同事業者)	拡張現実（オーグメンテッドリアリティ：以下「AR」という。）を活用した伝統芸能の新たな楽しめるアプリケーションの企画，制作
伝統芸能団体等	・ARを活用した企画に対する演技，演奏等の提供 ・伝統芸能に係る会場の手配，衣装等の提供
公立施設	本事業で制作するアプリケーションの展示に係る会場の提供

※具体的な全体図のイメージは別紙「共同事業全体図及びスケジュール案」を参照。

6 共同事業者の業務仕様等

(1) 高精細コンピューターグラフィック（以下「CG」という。）の作成

能楽師の能楽における舞の動きをCGにより再現すること。

(2) 演目における音声の作成

能楽師の動きに合わせて，シテ方の謡を音声により再現すること。

(3) ARアプリケーションの開発

ア 上記(1)・(2)にて作成したデータを用いた能のAR映像を作成し，スマートグラスやスマートフォンを利用して能楽師の舞が臨場感を持って鑑賞できるARアプリケーションを作成すること。

イ アプリケーション対応OSはiOS及びAndroidとし，市販されているスマートグラス等にて鑑賞可能なものとする。

ウ アプリケーションの運用にかかるサーバーは共同事業者が管理すること。

(4) ARアプリケーションの機能性・実用性を高めるための企画提案

上記(1)・(2)・(3)で提示したアプリケーションにより高い機能性を持たせ，実用性が高く，市民が鑑賞しやすいものとなるための企画提案を行うこと。

(5) スマートグラス等によるアプリケーションの展示に係る業務

上記にて作成したアプリケーションをスマートグラス等のウェアラブル端末にて視聴可能な状態でインストールし，平成30年1月14日（日）～2月4日（日）に開催される文化庁メディア芸術祭京都展にて展示を行うこと。

ア 開催に伴う準備，設営，開催期間の運営，撤収を実施

イ 能楽及びARに馴染みのない方に対する分かりやすい展示の運営

(6) 新規企画の提案

本事業で作成したアプリケーションを活用し、翌年度以降に実施可能な伝統芸能と異分野の共同で行う、事業企画案の提案を行うこと。

なお、企画の具体的な方向性・概要・スケジュール等については、事務局との協議にて決定する。

(7) 他団体との連携

本事業を進めていくに当たり、伝統芸能団体・共同事業者・公立施設等の異分野団体と共同体制を構築し、相互間の連携を図りながら、事業を行うこと。

7 成果物

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等をまとめたもの	事業着手前
設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理し、まとめたもの。	着手後、すみやかに
CGデータ	DVD又はその他媒体	納品時
アプリケーション	スマートグラス等にインストールするアプリケーション。動作可能機器に対し、任意にインストール可能な環境を提供すること。	納品時
操作手順及び運用手順書	システムの操作方法（一般利用者及びシステム管理者用）や運用方法をまとめたもの。	納品時
その他	事業実施に当たり、市と共同事業者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
報告書	上記の成果物で最終確定したもの（紙面及びデータにて提供すること）	検収時

報告書については事前に案を作成し、文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会準備会（以下「準備会」という。）事務局の承認を得た後に本成果物として作成すること。

※成果物については、電子データでも提出すること。

8 業務実施条件

業務の実施に当たり、共同事業者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき、業務を行う。
- (2) 準備会事務局と十分な連絡を取り業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

9 その他

- (1) 本業務を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 共同事業者は準備会事務局の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし協議が調わない場合は準備会事務局が定めるものとする。
- (4) 成果物に係る著作権その他の権利（著作権隣接権など）についての交渉及び処理については、受託者が納品前に行うこととし、その経費は契約金を含むとする。また、本業務に関する著作権（制作過程で作られた著作権を含む。）、その他の権利は、準備会に帰属する。ただし、設計書、CGデータ、ソフトウェアに係る著作権については、共同事業者に帰属する。